

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第...種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示

鳥取県管住宅の家賃の改正
土地改良事業の認可申請にかかる決定及び縦
覧（上灘土地改良区）
（羽合土地改良区）

目次

- 土地改良区の定款変更
 - 馬の流行性脳炎予防注射並びに馬伝染性貧血検査の実施
 - 公共測量の実施
 - 基本測量の実施期間の変更
 - 建設業者の変更登録
 - 建設業者の登録まつ消
 - 地方臨時種畜検査の実施
 - 家畜商の免許取消
 - 森林区施業計画の変更
 - 森林区実施計画の一部変更
 - 肥料検査の結果公表
- ◇運営告示 政党、協会その他の団体の収入支出報告

書要旨
衆議院総選挙の候補者の選挙運動に関する収入支出報告書の要旨

告示

鳥取県告示第二百八十五号
鳥取県管住宅の家賃を次のように改正し、昭和三十三年四月一日から適用する。

昭和三十三年六月二十七日

鳥取県知事 遠藤

茂

団地名	構造別	月額家賃
鳥取市立川二丁目	耐火	一千六百円
米子市富士見町	"	二千九十一円
鳥取市湯所町	特殊耐火	二千二百四十円
湯所町	" (災害)	一千六百四十円
馬場町	"	八百九十七円
立川五丁目	木造	八百九十七円
東町	特殊耐火	一千六百円
薬師町	"	一千六百円

米子市日ノ出町 〃 二千二百円
 鳥取市夕日ヶ丘 〃 八百円
 小松ヶ丘 〃
 ひばりヶ丘 〃

倉吉市明治町 特殊耐火 二千二百五十四円
 〃 明治町 簡易耐火 二千二百五十六円
 米子市皆生 中層耐火 二千五百五十九円
 〃 皆生 〃 (小) 一千七百三十九円

鳥取県告示第二百八十六号

上灘土地改良区から、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、新たに行おうとする土地改良事業の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画（かんがい排水事業）につき審査の結果、右申請を適当と決定した。
 よつて、次のように縦覧に供する。

昭和三十三年六月二十七日
 鳥取県知事 遠 藤 茂
 一 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写

二 縦覧の期間

昭和三十三年六月二十八日から同年七月十七日まで

三 縦覧の場所

倉吉市役所

四 異議の申立

利害関係人において公告にかかる決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第二百八十七号

羽合土地改良区から、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、新たに行おうとする土地改良事業の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画（かんがい排水事業）につき審査の結果、右申請を適当と決定した。
 よつて、次のように縦覧に供する。

昭和三十三年六月二十七日
 鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写

二 縦覧の期間

昭和三十三年六月二十八日から同年七月十七日まで

三 縦覧の場所

東伯郡羽合町役場

四 異議の申立

利害関係人において、公告にかかる決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第二百八十八号

新開川土地改良区から申請のあつた土地改良区の定款の変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条の規定により、定款第十条及び第十一条第一項中「関係組合員」を「組合員」に改めることを条件に、昭和三十三年六月二十一日認可した。

昭和三十三年六月二十七日
 鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第二百八十九号

次のように馬の流行性脳炎予防注射並びに馬伝染性貧血検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、馬の所有者に対して注射並びに検査を受けることを命ずる。

昭和三十三年六月二十七日
 鳥取県知事 遠 藤 茂

一 実施の目的 馬の流行性脳炎及び馬伝染性貧血予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

馬。ただし、生後三箇月以内、分娩前後一箇月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び注射駆除の方法

馬の流行性脳炎予防注射……流行性脳炎予防液皮下注射
 馬伝染性貧血検査……一 チョツケ試験管法による赤血球数検査
 二 担鉄細胞検査

実施期日	実施区域	実施場所
七月十日	西伯郡伯仙町大高	大高家畜検査場
十一日	岸本町八郷	八郷
十四日	幡郷	幡郷
十五日	米子市春日	春日
十六日	西伯郡伯仙町	巖

昭和三十三年六月二十七日
 鳥取県告示第二九十一号
 昭和三十二年六月二十七日
 鳥取県告示第二九十二号
 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条の規定による変更届につき、次のように建設業者登録簿に昭和三十三年六月十八日変更登録した。
 昭和三十二年六月二十七日
 鳥取県知事 遠 藤 茂

一 作業期間
 「昭和三十三年五月二十八日から昭和三十三年九月八日まで」を「昭和三十三年六月二十一日から昭和三十三年九月九日まで」に変更する。

登録番号 登録年月日 商号又は名称
 鳥取県知事登録 (新)株式会社松本鉄工所 申請者氏名
 (旧)第五〇〇号 由良鉄工株式会社 東伯郡由良町大字由良宿 松本 雅夫

鳥取県告示第二四九十三号
 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定による廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。
 昭和三十三年六月二十七日
 鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号 登録年月日 名称 所在地
 鳥取県知事登録 昭三一、一七 野間田組 東伯郡赤崎町八幡一、〇七八 野間田敏勝 昭三三、二五
 (に)第一七六号 八、一七 森種組 西伯郡岸本町岸本二五八ノ五 森種 福平
 (ほ)第一七号 昭三一、一九 森種組

鳥取県知事 遠 藤 茂
 主たる営業所所在地 申請者氏名
 東伯郡由良町大字由良宿 松本 雅夫

鳥取県告示第二百九十四号

地方臨時種畜検査を次のように実施する。
昭和三十三年六月二十七日
鳥取県知事 遠 藤 茂

検査期日	郡市町村場	地所	家畜の種類
七月七日	東伯郡	東伯町 浦安家畜市場	和牛
"	"	赤碕町 県種畜場	"
七月八日	倉吉市	東町 倉吉家畜市場	"
七月十五日	西伯郡	岸本町 岸本	"
七月十六日	境港市	竹ノ内 余子家畜検査場	"
七月十七日	米子市	勝田町 米子家畜市場	"
七月十八日	気高郡	気高町 浜村	"
"	鳥取市	古海 古海	"
七月二十二日	日野郡	根雨町 根雨	"
七月二十三日	"	溝口町 溝口	"
七月二十四日	鳥取市	吉方 鳥取	"
七月二十五日	八頭郡	船岡町 船岡	"

鳥取県告示第二百九十五号
家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第七条第二項
及び家畜商法施行令（昭和二十八年政令第二百五十二号）
第四条の規定により、次の者の家畜商免許を取消した。
昭和三十三年六月二十七日
鳥取県知事 遠 藤 茂

登録年度	住 所	氏 名	備 考
二四	鳥取市寺町二一	植垣 源蔵	
二六	富安	村島 芳蔵	
二四	八頭郡八頭村東	松田 一正	
"	用瀬町家奥	森 重五郎	
二六	智頭町穂見	田中 元	
二四	鳥取市吉岡	林 孫一郎	
"	下味野	上田 寿蔵	
"	倉吉市森	杉本 実	
一四三	東伯郡関金町大鳥居	野田 薰男	

"	三〇六	倉吉市東岩倉	松本 英利
二五	二一	東伯郡大栄町西園	篠原三十郎
二六	二	東伯町法万	千草 明広
二七	三	赤碕町出上	沢田 音松
二四	二〇九	米子市蚊屋	河野貞三郎
二五	五八	万能町一一三	山崎喜一郎
二四	二四二	日野郡江府町美用	川上 菊治
"	二四六	根雨町小原	足羽 定蔵
"	二五三	伯南町丸山	桑原 寛一
"	二五六	三栄	三森 茂市
"	二六一	福栄村神福	山崎 徳義
"	二七〇	江府町江尾	上前徳三郎
"	二六五	溝口町古市	森谷 益一
"	二八四	鳥取市上砂見七三	小林 清登
"	九		
"	六	本高九二	懸樋 藤吉
二九	二	松上三九	坂口伝太郎
二四	五	西品治町五	南条 一雄
	七		住所不明

"	二九六	新鑄物師町	木射 保
"	六ノ一		
"	三〇〇	職人町二一	阿部 嘉七
二五	一九	立川町一丁目	奥田 真三
二四	五五	八頭郡智頭町東字塚	草刈 幸蔵
"	一二五	東伯郡東伯町法万	横山 章治
"	一三六	倉吉市鴨河内	長谷川義春

鳥取県告示第二百九十六号

昭和二十八年十一月鳥取県告示第五百二十号（昭和三十三年十二月鳥取県告示第六百九十五号変更）で公表した昭和二十九年四月一日を始期とするC基本計画区、森林区施業計画のうち23、25、26各森林区の森林区施業計画を森林法（昭和二十六年法律第二百四十号）第十二条第一項の規定に基き変更したので次の場所において公表する。

昭和三十三年六月二十七日
鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 鳥取県庁
- 一 鳥取県中部山林事務所

鳥取県告示第二百九十七号

昭和三十三年六月二十七日鳥取県告示第二百九十六号で公表した、C基本計画区23、25、26森林区の施業計画の一部変更に伴い、昭和三十三年二月十四日鳥取県告示第五十号で公表した昭和三十三年度森林区実施計画を、森林法第十二条第一項の規定に基づき一部変更したので次の場所において公表する。

なおこの変更した森林区実施計画によつて昭和三十三年六月二日に公表した「新たに許可すべき伐採立木材積数量」を末尾のとおり変更する。

昭和三十三年六月二十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 公表の場所

- 1 鳥取県庁

- 2 鳥取県中部山林事務所
- 3 東伯郡の三朝町、関金町各役場
- 二 新たに許可すべき伐採立木材積数量
- 1 普通林

基本計画区森林区

基本計画区	針 葉 樹		
	主 伐 m ³	間 伐 m ³	主間伐合計 m ³
C	23	23	46
"	25	25	50
"	26	26	52
小 計	74	74	148
鳥取県計	166,266	104,883	271,149

2 制限林

基本計画区

基本計画区	針 葉 樹		
	主 伐 m ³	間 伐 m ³	主間伐合計 m ³
C	23	23	46
"	25	25	50
"	26	26	52
小 計	74	74	148
鳥取県計	166,266	104,883	271,149

注 () 内は石数に換算したもの。

鳥取県告示第二百九十八号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第三十条の規定に基づき、昭和三十三年三月及び四月に実施した肥料検査の結果は次のとおりである。

昭和三十三年六月二十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

(三月分)

肥料の種類	保証票添付者	検査点数	うち不合格点数
硫酸アンモニア	宇部興産株式会社	—	○
尿素	東洋高圧工業株式会社	—	○
苦土りん酸	株式会社 多木製肥所	—	○
菜種油かす粉末	丸全製油株式会社	—	○
	南勢製油所	—	○
第一種複合肥料	窒りん加肥料工業株式会社	七	○
	鳥取県中央農業協同組合連合会	六	○
(四月分)			
硫酸アンモニア	三菱化成工業株式会社	—	○
	日東化学工業株式会社	—	○
	八幡製鉄株式会社	—	○
	宇部曹達工業株式会社	—	○
塩化アンモニア	住友化学工業株式会社	—	○
尿素	日東化学工業株式会社	—	○
溶成りん肥	日本鋼管株式会社	—	○
トーマスりん肥	加藤商会	—	○
硫酸加里			

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条の規定により、次の団体から解散の届出があつたが、その際における寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和三十三年六月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

政党、協会、その他の団体の収支に関する報告書要旨

一 種類 政治資金規正法第十七条の規定による報告書

二 期間 昭和三十三年一月一日から昭和三十三年一月十八日まで

三 報告書の要旨

第一種複合肥料	電気化学工業株式会社	—	○
	石原産業株式会社	—	○
	東北肥料工業株式会社	—	○
	鳥取県中央農業協同組合連合会	二	○

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入又は寄附の総額		一件千円以上の寄附		一件五百円以上の寄附		支出の総額		一件千円以上の支出		一件五百円以上の支出		報告書受理年月日
	数	件	数	件	数	件	数	件	数	件	数	件	
日本社会党鳥取県連東伯支部	1	1	1	1	1	1	3,600	1	3,600	1	1	1	昭和三十三年六月十三日

四 主たる寄附者及び支出
 (一) 寄附者 該当なし
 (二) 支出 支出の総額 件数 支出の目的
 日本社会党鳥取県連東伯支部 三、六〇〇円 一 負担金

鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百八十九条第一項の規定により提出された、昭和三十三年五月二十二日執行の衆議院議員総選挙の候補者の選挙運動に關してなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和三十三年六月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

公職の候補者の選挙運動に關する収支に關する報告書要旨

一 選挙の種類 昭和三十三年五月二十二日執行衆議院議員総選挙
 二期 間 四月二十三日から五月三十一日まで
 三 報告書の要旨

候補者氏名	出納責任者氏名	寄附及びその他の収入の総額	立候補の準備選挙運動のための支出の総額	差引	報告書受理年月日
赤澤正道	中木康夫	一、七五〇.〇〇	一、三六、一八三.〇〇	一、五一三、八六六.〇〇	昭和三十三年五月
足鹿 覺	松下晴利	一、三三〇.〇〇	一、四、八六九.〇〇	一、三、五三九.〇〇	" 三、六、五
稲田直道	森本知重	四、六〇〇.〇〇	四、九一六.〇〇	六、七三四.〇〇	" 三、六、六
梅林 明	藤井 貞	三、〇七六.〇〇	一、四、七五三.〇〇	三、六、五三三.〇〇	" 三、六、五
門脇 勝太郎	田民周三	三、九八三.〇〇	三、九、六八八.〇〇	一、〇一四、二九五.〇〇	" 三、六、五
河毛市治	石尾 実	三、九五〇.〇〇	九、七三三.〇〇	一、四、九七六.〇〇	" 三、六、六
徳安 實藏	青木弘之	二、八二六.〇〇	二、〇、九〇四.〇〇	二、五二五、四六六.〇〇	" 三、六、六
中西利理	中西義英	七、五〇〇.〇〇	三、七、三五六.〇〇	四、三、七四四.〇〇	" 三、六、六
幡新守也	幡新 美保子	九、〇〇〇.〇〇	七、三八〇.〇〇	六、〇、八八五.〇〇	" 三、六、六
古井喜實	林 喜代藏	九、〇〇〇.〇〇	八、八四〇.〇〇	四、四、二八三.〇〇	" 三、六、六

四 主要な寄附者及び支出

河毛市治	二、二五〇	二	船木 新	外七名	"	"	鳥取市
	六、二五〇	二	林 幸雄	"	"	"	
	一、五〇〇	三	林 ふで子	"	"	"	
	三、〇〇〇	一	林 賢治	"	"	"	
	四、五〇〇	一	梅林としの	"	"	"	
	二、〇〇〇	一	益田 明夫	"	"	"	
	四、五〇〇	一	林 かよの	"	"	"	
	九、五〇〇	一	梅林 武雄	"	"	"	
	四、〇〇〇	二	山下 光	"	"	"	
	七、五〇〇	三	林 松重	"	"	"	
	一、〇〇〇	一	船木 政夫	"	"	"	
	二、〇〇〇	一	坪田 和美	"	"	"	
	七、五〇〇	一	林 一敏	"	"	"	
	四、五〇〇	一	富盛富美子	"	"	"	
	二、二四〇	一	林 須那雄	"	"	"	
	三、〇八〇	一	林 善雄	"	"	"	
	二、〇〇〇	二	石尾 実	団体役員	"	"	
	二、〇〇〇	一	鈴木 鋭	"	"	"	

梅林 明	八、八一六	二	梅林 光治	農業	"	鳥取県倉吉市
稲田直道	五、〇〇〇	一	長谷 敏司	飲食業	"	東京都中央区
	一〇、〇〇〇	一	米井信次郎	山林業	"	"
	五、四〇〇	三	徳岡 文二	会社員	"	倉吉市
	二、四〇〇	一	竹本 武	農業	"	気高郡気高町
	一三、二〇〇	六	河瀬 外左	齒科医	"	鳥取県鳥取市
	一〇、〇〇〇	一	全国蚕糸労働組合		"	東京都中央区
	二、〇〇〇	一	国鉄機関車労働組米子支部		"	"
	五〇、〇〇〇	一	米子支部	政治団体	"	鳥取県米子市
	七〇〇、〇〇〇	二	農業問題研究会		"	"
足鹿 覺	五五〇、〇〇〇	三	日本社会党	政党	"	東京都千代田区
	一二五、〇一一	三	協同建設株式会社		"	大阪府大阪市
	一〇〇、〇〇〇	一	金門製作所大阪支店	団体	"	鳥取県米子市
	一〇〇、〇〇〇	一	新政治経済研究会	政党	"	東京都千代田区
赤澤正道	五〇〇、〇〇〇	一	自由民主党	政党	"	東京都千代田区
	一〇〇、〇〇〇	一	寄附者の氏名又は団体名	職業	"	住所又は主たる事務所の所在地
候補者氏名	寄附の総額	件数	寄附者の氏名又は団体名	職業		住所又は主たる事務所の所在地

徳安實藏

一〇〇、〇〇〇	一	相川 太郎	製造業	中央区
一〇〇、〇〇〇	一	多田 公人	土建業	江東区
二〇〇、〇〇〇	一	山本信太郎	会社社長	豊島区
三〇、〇〇〇	一	稻垣幸太郎	区会議員	"
三〇、〇〇〇	一	中西清太郎	会社員	"
五〇、〇〇〇	一	渡辺 三郎	団体役員	東京都港区
一、〇〇〇	一	高木 利一	商業	米子市
一、五〇〇	二	日本共産党鳥取県委員会	政党	"
五、〇〇〇	一	河毛雄太郎	学生	"
三、〇〇〇	一	伊藤 真	"	"
三、〇〇〇	一	中島 石雄	商業	"
二、〇〇〇	一	伊藤 昭二	事務員	鳥取市
一、〇〇〇	一	竹内 利友	団体役員	米子市
二、五〇〇	二	遠藤 愛治	"	日野郡根雨町
二、〇〇〇	一	北川 幸男	商業	鳥取市
四、〇〇〇	一	浅田 重明	農業	倉吉市
一、五〇〇	一	田江 裕	団体役員	鳥取市
一、〇〇〇	一	福井 三信	"	八頭郡智頭町

一〇、〇〇〇	一	裏坂 憲一	農業	八頭郡船岡町
二五、〇〇〇	二	南 博	商業	米子市
二〇、〇〇〇	一	安田 勝栄	農業	境港市
一〇、〇〇〇	一	米村 健	団体役員	米子市
一〇、〇〇〇	一	景山 房市	農業	西伯郡岸本町
五、〇〇〇	一	森安 是公	"	"
五、〇〇〇	二	松下 春治	商業	鳥取市
三、〇〇〇	一	西川 肇	"	"
三、〇〇〇	一	大石 誠	医師	鳥取市
二、〇〇〇	一	大前 隆	団体役員	"
三、〇〇〇	一	林 正明	事務員	"
二、〇〇〇	一	安藤 淑夫	商業	"
三、〇〇〇	二	小林 高夫	農業	気高郡鹿野町
一、五〇〇	二	木島 孝明	"	八頭郡船岡町
一、五〇〇	一	山口 義行	団体役員	倉吉市
一〇、〇〇〇	二	亀井 文二	商業	倉吉市
五、〇〇〇	一	安田 又男	農業	東伯郡関金町
一、〇〇〇	一	森西 辰良	"	鳥取市

二〇、〇〇〇	根本 善雄	地方公務員	港区
一〇、〇〇〇	木村 行作 外		
二、〇〇〇	手山 羊介	医 師	"
一〇、〇〇〇	手島 章	会社社長	" 千代田区
三、〇〇〇	小島 人	"	" 港区
一〇、〇〇〇	山田 孝雄	印刷業	"
三〇、〇〇〇	大川 民雄	会社員	" 北区
一〇、〇〇〇	山本福太郎	商 業	" 港区
二〇、〇〇〇	田中 栄一	会社員	" 中央区
五〇、〇〇〇	木島 虎藏	参議院議員	" 中野区
二〇、〇〇〇	佐古 寛一	会社社長	大阪府大阪市
一〇、〇〇〇	鈴木益真夫	舞踊家	東京都渋谷区
三〇、〇〇〇	榎田 幸太	町 長	鳥取県東伯郡東伯町
五〇〇	田栗 隆藏	無 職	" 三朝町
一〇、〇〇〇	田中 政雄	町 長	" 気高郡気高町
五〇、〇〇〇	鳥取いすず自動車株式会社		" 鳥取市
一〇、〇〇〇	鳥取県医師会		"
二〇〇〇〇	東伯町杉下部落		" 東伯郡東伯町

二〇、〇〇〇	芝信用金庫	金融業	" 港区
一〇、〇〇〇	中西裕太郎	教 員	"
三〇、〇〇〇	小田 清一	区会議員	"
五〇、〇〇〇	大鉄工業会社	土 建 業	鳥取県米子市
二〇、〇〇〇	谷本 正雄	製紙業	東京都港区
三〇、〇〇〇	木内 豊助	靴 屋	"
一〇、〇〇〇	黒須 輝	質 屋	"
五、〇〇〇	安東哲次郎	町 長	鳥取県八頭郡智頭町
一〇、〇〇〇	井下田泰二	商 業	東京都港区
一〇、〇〇〇	八木下宗次郎	製 造 業	"
二〇、〇〇〇	上松 丑松	運 送 業	"
三〇、〇〇〇	菊地 宙雄	写 真 業	"
二〇、〇〇〇	星野 仁	質 屋	"
二〇、〇〇〇	新聞雑誌協会	出 版 業	" 千代田区
二〇、〇〇〇	板橋今朝藏		" 港区
三〇、〇〇〇	内海 武雄	製 造 業	"
一〇、〇〇〇	小柴与三郎	幼稚園長	"
一〇、〇〇〇	鈴木 牛松	会社重役	" 世田谷区

中西利理	五〇、〇〇〇	一	寿原 正一	会社員	東京都豊島区
	一〇、〇〇〇	一	鳥取県経済農協組合連合会		鳥取県鳥取市
	四〇〇、〇〇〇	一	鳥取県信用農協組合連合会		
	二〇〇、〇〇〇	一	鳥取県共済農協組合連合会		
	二〇〇、〇〇〇	一	自由民主党政党		東京都千代田区
	二〇〇、〇〇〇	一	日本交通株式会社		大阪府大阪市
	二〇〇、〇〇〇	一	協和交通株式会社		
	二〇〇、〇〇〇	一	千代田交通株式会社		
	二〇〇、〇〇〇	一	大阪タクシー株式会社		
	二〇、〇〇〇	一	望月 豊寿	自動車修理業	東京都港区
	二〇、〇〇〇	一	山田 吟月	出版業	豊島区
	二〇、〇〇〇	一	沈欽九	貿易商	中央区
	二〇、〇〇〇	一	吉村 政吉	会社重役	太田区
	二、〇〇〇	一	高輪婦人会		千代田区
	五、〇〇〇	一	若光 年雄	会社社長	神奈川県川崎市
	一、五〇〇	一	藤原 重治	農業	鳥取県八頭郡智頭町
	五、四三〇	一五	徳長 林蔵 外一四名		気高郡青谷町
	六〇〇、〇〇〇	四	日本社会党	政、党	東京都千代田区
	五〇、〇〇〇	一	国鉄政治連盟米子支部	政治団体	鳥取県米子市

古井喜實	五〇〇、〇〇〇	一	自由民主党	政、党	東京都千代田区
	三〇〇、〇〇〇	一	自治同志会		港区
	一〇〇、〇〇〇	一	農村問題研究会		千代田区
(2) 支出					
候補者氏名	支出の総額	件数	支出の目的		
赤澤 正道	八八、〇二〇	二〇	人件費	二六、九二〇	二 選挙事務所費
	三一、五〇〇	一	選挙事務所費	二、五〇〇	二 演説会場費
	五、六〇〇	七	演説会場費	一四、五一四	三 通信費
	三〇、九三六	五	通信費	二〇、〇〇〇	二 交通費
	二九、八四五	五	交通費	三二、八二五	二 印刷費
	二六、五一〇	六	印刷費	一二、二五〇	四 広告費
	一一四、四一六	七	広告費	一〇、五五二	一二 文具費
	七、三三七	五	文具費	一、九六三	五 食糧費
	九、一六三	五	食糧費	二九、五六〇	一三 宿泊費
	一六、〇〇〇	九	宿泊費	八、〇二五	二八 雑費
	六、八五六	一一七	雑費	一七八、二九〇	一一五 人件費
	四五、七六〇	二〇	人件費	四〇、〇〇〇	一 選挙事務所費
足鹿 覺				一〇、五八二	一六 通信費
				一六、七三五	二七 交通費

梅林 明

門脇勝太郎

六五、九一二	四	印刷費
三三、二三八	一一	広告費
二、九六六	二一	文具費
三三、六七五	八	食糧費
八、一八〇	八	宿泊費
一六、六八八	六八	雑費
五二、四八〇	一五	人件費
二〇、八三五	五	選挙事務所費
二、一〇〇	五	演説会場費
二一、八〇九	七	通信費
五、七〇〇	一二	交通費
一八、二九〇	三	印刷費
八一、八五五	一四	広告費
一五、二六三	九	文具費
四六、一三六	三三	食糧費
五八、九〇〇	九	宿泊費
七、三九〇	一三	雑費
一一、二〇〇	二〇	人件費

河毛 市治

三二、〇九〇	二	選挙事務所費
六〇、二五	一三	演説会場費
八、六五八	一	通信費
一一、六五〇	七	交通費
三九、〇〇〇	三	印刷費
二四、一五〇	一〇	広告費
一一、七三九	一二	文具費
七三、五九〇	三七	食糧費
一四、二一〇	四	宿泊費
六、五七〇	五	雑費
一七、七五〇	一二	人件費
八四四	二	選挙事務所費
一、八〇〇	三	演説会場費
一〇、四六二	一一	通信費
一、三九〇	二	交通費
二六、〇〇〇	七	印刷費
一八、四〇三	一〇	広告費
一、〇三二	四	文具費

徳安 實藏

中西 利理

一、一〇〇	八	食糧費
一四、七五六	一〇	宿泊費
九九〇	三	雑費
六三、五三〇	二九	人件費
二、〇〇〇	一	選挙事務所費
八、八五〇	一七	演説会場費
三七、五一四	二二	通信費
二二、〇二〇	六二	交通費
三五、五六〇	三	印刷費
三三、三六〇	五	広告費
四、九〇一	一	文具費
三〇、〇五四	二九	食糧費
五二、一六七	三三	宿泊費
一三、〇〇八	一八	雑費
八一、五五〇	二二	人件費
三六、五一〇	四	選挙事務所費
二、七〇〇	四	演説会場費
四四、一一八	二	通信費

幡新 守也

古井 喜實

二二、九七五	八	交通費
三二、〇〇〇	二	印刷費
一〇、四九五	八	広告費
八、五七〇	七	文具費
五二、二三〇	一五	食糧費
二〇、四八〇	一一	宿泊費
五、六二八	八	雑費
四、五〇〇	三	選挙事務所費
一、五〇五	三	通信費
二九〇	二	交通費
二二、五〇〇	一	印刷費
八、一四八	一一	広告費
三九五	七	文具費
四〇一	九	食糧費
四五〇	一	宿泊費
九二六	一一	雑費
一一四、三七四	三八	人件費
八四、三九三	三五	選挙事務所費

